

# 電離放射線障害防止規則の健康診断と 特定業務従事者の健康診断について

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ  
放射線防護企画課  
令和4年11月1日

# 労働安全衛生法に基づく定期健康診断、 特定業務従事者の健康診断及び電離放射線健康診断

健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
定期健康診断 (労働安全衛生規則第44条)	常時使用する労働者(特定業務従事者を除く)	1年以内ごとに1回
特定業務従事者の健康診断 (労働安全衛生規則第45条)	労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務(※)に常時従事する労働者	業務への配置替えの際、 6月以内ごとに1回
電離放射線健康診断 (電離放射線障害防止規則第56条)	放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るもの	雇入れの際、 放射線業務への配置替えの際、 6月以内ごとに1回

## ※労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、鋸打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ワ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

# 特定業務従事者の健康診断の対象となる業務(特定業務)と 電離放射線健康診断の対象となる業務(放射線業務)

## 1 特定業務(労働安全衛生規則第13条第1項第3号ハ)の範囲

### ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務

#### ●昭和23年8月12日付け基発第1178号(抄)

- (1) その他の有害放射線とは紫外線、可視光線赤外線等であつて強烈なもの及びラジウム以外の放射能物質例えばウラニウム、トリウム等よりの放射線をいう。
- (2) 従つて本号にいう業務とはラジウム放射線、エックス線、紫外線を用いる医療検査の業務、可視光線を用いる映写室内の業務、金属土石溶融炉内の監視の業務等である。

## 2 特定業務と放射線業務(労働安全衛生法施行令別表第2)の関係

#### ●特定業務(労働安全衛生規則第13条第1項第3号ハ)

#### ●放射線業務(労働安全衛生法施行令別表第2)

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| ○エックス線装置の使用      | ○紫外線を用いる医療検査の業務   |
| ○荷電粒子の加速器の使用     | ○可視光線を用いる映写室内の業務  |
| ○エックス線管等のガス抜き・検査 | ○金属土石溶融炉内の監視の業務 等 |
| ○放射性物質の取扱い       |                   |
| ○放射線に汚染された物の取扱い  |                   |
| ○原子炉の運転          |                   |
| ○核原料の掘採          |                   |

# 定期健康診断、特定業務従事者の健康診断の概要

項目	実施時期	
	定期健康診断※1 〔常時使用する労働者(特定業務従事者を除く)が対象〕	特定業務従事者の健康診断※2 〔労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務(※)に常時従事する労働者が対象〕
既往歴及び業務歴の調査	1年以内ごとに1回	配置替えの際、6月以内ごとに1回
自覚症状及び他覚症状の有無の検査	1年以内ごとに1回	配置替えの際、6月以内ごとに1回
身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	1年以内ごとに1回※3	配置替えの際、6月以内ごとに1回※3
胸部エックス線検査及び喀痰検査	1年以内ごとに1回※3	配置替えの際、1年以内ごとに1回※3
血圧の測定	1年以内ごとに1回	配置替えの際、6月以内ごとに1回
貧血検査	1年以内ごとに1回※3	配置替えの際、6月以内ごとに1回※3、4
肝機能検査	1年以内ごとに1回※3	配置替えの際、6月以内ごとに1回※3、4
血中脂質検査	1年以内ごとに1回※3	配置替えの際、6月以内ごとに1回※3、4
血糖検査	1年以内ごとに1回※3	配置替えの際、6月以内ごとに1回※3、4
尿検査	1年以内ごとに1回	配置替えの際、6月以内ごとに1回
心電図検査	1年以内ごとに1回※3	配置替えの際、6月以内ごとに1回※3、4

※1 雇入時の健康診断等を受けた者については、当該健康診断の実施の日から1年間に限り、その者が受けた当該健康診断の項目に相当する項目を省略して行うことができる。

※2 雇入時の健康診断等を受けた者については、当該健康診断の実施の日から6月間に限り、その者が受けた当該健康診断の項目に相当する項目を省略して行うことができる。

※3 厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

※4 当該項目について前回の健康診断を受けており、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

# 電離放射線健康診断の概要

項目	実施時期※1
被ばく歴の有無(被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項)の調査及びその評価	雇入れの際、 配置替えの際、 6月以内ごとに1回
白血球数及び白血球百分率の検査	雇入れの際、 配置替えの際、 6月以内ごとに1回※1、2
赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査	雇入れの際、 配置替えの際、 6月以内ごとに1回※1、2
白内障に関する眼の検査	雇入れの際※3、 配置替えの際※3、 6月以内ごとに1回※1、2
皮膚の検査	雇入れの際、 配置替えの際、 6月以内ごとに1回※1、2

※1 医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

※2 健康診断を行おうとする日の属する年の前年1年間に受けた実効線量が5ミリシーベルトを超えず、かつ、当該健康診断を行おうとする日の属する1年間に受ける実効線量が5ミリシーベルトを超えるおそれのない者に対しては、医師が必要と認めないときには、行うことを要しない。

※3 使用する線源の種類等に応じて省略することができる。